

○独立行政法人日本学生支援機構奨学金博士後期課程採用時返還免除内定候補者の推薦に関する要項

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金博士後期課程採用時返還免除内定（以下「採用時返還免除内定」という。）候補者の推薦に関し、必要な事項を定める。

第2条 学長は、博士後期課程1年次で独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種奨学金の貸与を受けている者のうち、教育研究活動等において十分な成果を挙げる見込みが認められる者を、採用時返還免除内定候補者として、学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て、機構へ推薦できるものとする。

第3条 採用時返還免除内定を希望する者は、博士後期課程入学年度の1月末日までに、採用時返還免除内定候補者申請書を論文指導教員及び専攻主任を通して学長へ提出するものとする。

第4条 採用時返還免除内定の評価対象となる項目は、博士前期課程及び博士後期課程における業績等とし、評価基準は次の各号のとおりとする。

一 博士前期課程及び博士後期課程における業績

イ 学位論文その他の研究論文

学位論文の教授会等での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。

ロ 「大学院設置基準第16条」に定める特定の課題についての研究の成果

特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。

ハ 著書、データベースその他の著作物（イロに掲げるものを除く。）

イロに掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。

二 発明

特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。

二 博士前期課程における成績

授業科目の成績

講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。

三 博士後期課程における入試結果

博士後期課程入試の学力検査において、教授会等で優れていると認められること。

第5条 前条第一号及び第二号に関する評価方法については、「独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する業績評価方法について（令和4年12月15日代議員会決定）」を準用する。

第6条 採用時返還免除内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合、または貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、採用時返還免除内定者の身分を取り消すものとする。

2 前項の規定により採用時返還免除内定者の身分を取り消した場合でも、貸与期間中に特に優れた業績を残したと本学が認めた場合、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦することができる。

第 7 条 この要項に定めるもののほか、採用時返還免除内定候補者の推薦に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 日本学生支援機構奨学金博士後期課程採用時返還免除内定候補者の推薦に関する申合せ（平成 31 年 1 月 16 日代議員会決定）は廃止する。